

所得税の事前還付説明会を開催

所得税・復興特別所得税の事前還付説明会をウェルス幸手で開催します。

この説明会では、税理士による説明を聞きながら、自分で申告書を作成し、提出することができます。

問合せ 春日部税務署 048 (733) 2111

税務課 (43) 1111 内線 133、134・FAX (43) 1125



事前還付説明会の日程

※説明会開始後の入場はご遠慮ください。

とき		ところ
1月27日(火)	公的年金受給者	ウェルス幸手 2階研修室
	医療費控除 (給与所得者)	

公的年金受給者

開催日：1月27日(火)午前10時～正午

- ▼対象 平成26年中の収入が公的年金のみで、源泉徴収された所得税・復興特別所得税がある人
- ▼用意するもの ①平成26年分源泉徴収票(原本) ②印鑑、ボールペン、のり、計算機 ③申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの ④社会保険料(国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険料など)の証明書 ⑤生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ) ⑥医療費の領収書、保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)
- ※1年間分の医療費の合計額を事前に計算しておいてください。
※計算の結果、還付にならない場合もあります。

医療費控除(給与所得者)

開催日：1月27日(火)午後1時30分～3時30分

- ▼対象 平成26年分の収入が給与所得のみ(年末調整済)で、医療費控除額が出る人

(医療費控除の計算方法)

平成26年中に支払った医療費 - 保険などで補てんされた金額 = A

A - (「10万円」または「所得金額の5%」のいずれか少ない額) = 医療費控除額(最高200万円)

- ▼用意するもの ①平成26年分源泉徴収票(原本) ②印鑑、ボールペン、のり、計算機 ③申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの ④医療費の領収書、保険などで補てんされた金額が分かるもの
- ※1年間分の医療費の合計額を事前に計算しておいてください。
※計算の結果、還付にならない場合もあります。

確定申告書の用紙は、説明会当日に配布しますので事前に用意する必要はありません。また、医療費控除の申告に必要な「医療費の明細書」の用紙は、市ホームページ(<http://www.city.satte.lg.jp/>)からダウンロードすることもできます。

なお、市役所で所得税・復興特別所得税の確定申告書の用紙を配布する日程は、1月20日(火)以降を予定しています。ご自身で作成された確定申告書の春日部税務署への回送(申告書を預かり、税務署へ回送するだけで、市で申告内容の確認はしません)の受付は2月16日(月)から3月16日(月)です。

2月16日(月)から市で実施する税申告の相談・受付の会場などの詳細については、広報さつて2月号でお知らせします。

税務署からのお知らせ

所得税の確定申告の 相談・申告の受付

期間 2月16日(月)～3月16日(月)

日(月)

※土曜・日曜日を除く

※還付申告は1月5日(月)から行えます。

※春日部税務署では、2月22日(日)、3月1日(日)にも

確定申告の相談・受付を行います。

内容 確定申告書の用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受、納付相談

復興特別所得税について

平成25年分～平成49年分の各年分は、所得税と併せて復興特別所得税の申告・納付をすることとされています。

復興特別所得税額は、各年分の基準所得税額(原則、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算した金額になります。

インターネットで 便利に申告

○確定申告書等作成コーナー

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の画面案内に従って、金額などを入力することで、確定申告書などを作成することができます。

※作成した確定申告書などは、印刷して税務署へ提出することができま

す。

○インターネットで 申告手続き「e-Tax」

e-Taxは、インターネットを利用して、電子的に確定申告の手続きができるシステムです。

e-Taxを利用するために必要なものなどの詳細については、e-Taxホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)を参照してください。



公的年金等受給者の みなさんへ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税・復興特別所得税の確定申告の必要はありません。

ただし、所得税・復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要となります。

なお、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で、所得税・復興特別所得税の確定申告の必要がない場合でも、住民税の申告が必要となる場合があります。

※住民税申告書の作成方法などの詳細については、市役所税務課へお問い合わせください。

問合せ

所得税・復興特別所得税の確定申告について／春日部税務署個人課税部門
048(733)2111
住民税申告について／税務課(43)1111内線133、134・FAX(43)1125

所得税の還付申告は お近くの税理士事務所でも行えます

お近くの税理士事務所です。所得税・復興特別所得税の還付申告の相談や確定申告書の作成・提出を無料で行うことができます。

期間 2月2日(月)～13日(金)午前9時30分～正午、午後1時～4時

※2月4日(水)および土曜・日曜・祝日を除く

対象 つぎのいずれかの要件に該当する人(住宅借入金等特別控除を受ける人や給与・年金以外の所得がある人などを除く)

○年金を受給している人

○給与所得者で医療費控除を受ける人

○年の途中で退職または就職した人で年末調整が済んでいない人

※相談内容により無料とならない場合がありますので、必ず事前に各税理士事務所または税理士会春日部支部事務局に内容や時間などを

お問い合わせください。お問い合わせは、午前9時30分～正午、午後1時～4時に



用意するもの

①平成26年分給与所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票(源泉徴収税額のある人のみ)

②印鑑

③申告者本人名義の預貯金の口座番号が分かるもの

④社会保険料の証明書、生命保険・地震保険などの控除証明書(加入者のみ)

⑤医療費の領収書(1年間分の合計額を事前に計算)、保険などで補てんされた金額が分かるもの(医療費控除を受ける人のみ)

問合せ

税理士会春日部支部事務局 048(733)7470